

株主総会議事録について知っておきましょう！

株式会社は、株主総会の議事について法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならないとされています（会社法318条1項）。

Q 株主総会議事録は何のために作成するのですか？

A 株式会社は、株主総会の議事について法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならないとされています（会社法318条1項）。
必要な記載事項を記載し、作成した議事録を10年間保管していないと、100万円以下の過料が科される場合もあります（会社法976条）。
その他にも、登記の際や多額の融資の申請を行う際に必要になったり、税務調査の証拠になったりと、株主総会議事録は非常に重要な役割を果たす文書です。

Q 株主総会議事録の記載事項は？

A 株主総会議事録の記載事項は以下のとおり法定されています。
【株主総会議事録の記載事項】（会社法施行規則72条3項）

1. 株主総会が開催された日時及び場所
2. 株主総会の議事の経過の要領及びその結果
3. 会社法の規定により株主総会で認められている各種意見陳述権に基づく意見や求められている報告事項の概要
4. 株主総会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称
5. 株主総会の議長が存するときは、議長の氏名
6. 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

Q 株主総会議事録は、誰が作成するのですか？

A 株主総会議事録は、取締役において作成すべきこととされています（会社法施行規則 72 条 3 項）。

株主総会議事録の作成は、会社の業務執行ではないとされていますので、代表取締役以外の取締役でも作成することができます。

Q 株主総会議事録に、取締役の署名または記名押印は必要ですか？

A 株主総会議事録には、取締役の署名または記名押印は求められていません。ただし、代表取締役の就任登記を申請する場合に、代表取締役を選定したことを証する書面として株主総会議事録を用いる場合など、取締役等の記名押印を要する場合があります。

Q 記名押印がない株主総会議事録は有効ですか？

A 会社法、会社法施行規則において、株主総会議事録への取締役の記名押印は要求されていないので、定款違反であっても株主総会議事録の効力が失われるものではありません。

Q 株主総会議事録はいつまでに作成しなければならないのでしょうか？

A 会社法上、議事録をいつまでに作成しなければならないというような定めはありません。一方で、議事録の備置について、会社法 318 条 2 項において「株式会社は、株主総会の日から 10 年間、前項の議事録をその本店に備え置かなければならない。」とされており、「株主総会の日から」という点を重視すれば総会日に議事録を作成しなければならないということになりますが、実務上は総会日後数日以内に作成されていることが多いと思われます。